

印紙

業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 令和7年度房総のむら草刈等管理業務委託
- 2 履行期限 令和 年 月 日まで
- 3 業務の内容 別添仕様書のとおり
- 4 業務委託料 金 円
(うち消費税額及び地方消費税額 円)
注 「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び83の規定により請負代金額に、110分の10を乗じて得た額である。

上記の委託業務について、委託者 千葉県立房総のむら指定管理者公益財団法人千葉県教育振興財団房総のむら館長（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所 千葉県印旛郡栄町龍角寺1028
委託者（甲）
氏 名 千葉県立房総のむら指定管理者
公益財団法人千葉県教育振興財団
房総のむら館長 西原正男

住 所
受託者（乙）
氏 名

[委託契約約款]

(総 則)

第1条 乙は、「委託業務仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の「委託業務仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

(現場代理人)

第2条 乙は、現場代理人を選任し、甲に届け出なければならない。

2 前項の届出事項に変更があったときは、乙は変更届を甲に提出しなければならない。

3 現場代理人は、この契約の履行に関し現場に常駐し、その運営、取締りを行う。

4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを現場代理人に委任せざ自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を書面をもって甲に通知しなければならない。

(業務工程表)

第3条 乙は、契約締結の後業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は業務工程表を遅滞なく審査し、不適当と認められる場合は乙と協議するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、本契約によって生じる権利または義務の全部もしくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度を利用するため、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 甲は、この契約の成果（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、甲が指定した場合を除き委託業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、必要と認めるときは乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(条件変更等)

第7条 乙は、業務の実施にあたり、委託業務内容と現場又は実施状況等とに差異を発見したときは、直ちにその旨を甲に通知し、その確認を求めなければならない。

2 甲は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を乙に通知しなければならない。

3 第1項の事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、業務内容の変更又は業務委託仕様書の訂正を行わなければならない。

4 前項の規定により、業務内容の変更又は業務委託仕様書の訂正がなされた場合においては、次条第1項後段及び第2項の規定を準用する。

5 乙は、前各項における確認についての合意又は協議が整わないことにより、業務の継続に支障を及ぼすと認められるときは、甲に通知して業務の全部又は一部を一時中止することができる。

(委託業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(期限の延長)

第9条 乙は、その責に帰することができない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかとなつたときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第10条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第11条 乙の責に帰する理由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は延滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、業務委託料に対して延長日数に応じ年3%の割合を乗じて計算した金額とする。

3 甲の責に帰する理由により第13条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して年3%の割合で遅滞利息の支払いを請求することができる。

(検査及び引渡し)

第12条 乙は、委託業務を完了したときは遅滞なく甲に対して業務委託完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務委託完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたとき乙は遅滞なく当該補正を行い甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならぬ。この場合再検査の期日については前項を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは遅滞なく当該成果品を甲に引渡すものとする。

(委託料の支払)

第13条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払い請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならぬ。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき理由により期間内又は期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しない

とき。

(3) 前二号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、業務の出来形部分が可分のものである場合は検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。

(違約金)

第 15 条 前条により甲が契約を解除したときは、乙は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持等)

第 16 条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、成果品（受託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(附 則)

第 17 条 この契約に定めない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。